

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 7 年 6 月 13 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 例月出納検査結果報告
日程第 4 令和 6 年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 5 令和 6 年度東白川村簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 6 議員派遣の件
日程第 7 一 般 質 問
日程第 8 議案第 37 号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9 議案第 38 号 東白川村民センター条例の一部を改正する条例について
日程第 10 議案第 39 号 東白川村税条例の一部を改正する条例について
日程第 11 議案第 40 号 令和 7 年度東白川村一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 12 議案第 41 号 令和 7 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 13 議案第 42 号 令和 7 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 14 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7 名）

1 番	安 江 真 治	2 番	安 保 泰 男
3 番	安 江 健 二	4 番	今 井 美 和
5 番	今 井 美 道	6 番	桂 川 一 喜
7 番	樋 口 春 市		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今 井 俊 郎	副 村 長	桂 川 憲 生
教 育 長	今 井 竜 生	総 務 課 長	伊 藤 秀 人
総 務 課 課 長	神 戸 正 紀	村民福祉課長	安 江 真 紀 子
村民福祉課課長	安 江 由 次	村民福祉課課長	桂 川 の ぞ み
産業建設課長	今 井 信 和	産業建設課課長	辻 普 稔
診療所事務局長	若 井 純	会 計 管 理 者	田 口 こ ず 江
監 査 委 員	安 江 裕 尚		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
書 記 河 田 孝

◎開会及び開議の宣告

○議長（安江健二君）

ただいまから令和7年第2回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安江健二君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番 今井美道君、6番 桂川一喜君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（安江健二君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの6日間にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。会期は、本日から6月18日までの6日間に決定をしました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（安江健二君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江裕尚君。

○監査委員（安江裕尚君）

令和7年6月13日、東白川村議会議長 安江健二様。東白川村監査委員 安江裕尚、同じく安江真治。

例月出納検査結果報告。

令和7年2月分、3月分及び4月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記、検査の対象 令和7年2月分、3月分及び4月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業会計、小規模集合排水処理事業会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 令和7年3月24日、4月22日及び5月23日。

3. 検査の結果 令和7年2月末日、3月末日及び4月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。

○議長（安江健二君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎令和6年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（安江健二君）

日程第4、令和6年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件についての提案者の報告を求めます。

会計管理者 田口こず江君。

○会計管理者（田口こず江君）

令和7年6月13日、東白川村議会議長 安江健二様。東白川村長。

令和6年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定により令和6年度東白川村繰越明許費を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

この件については、3月議会に提出しました補正予算の中で議決をいただいているところですが、今回改めまして財源を含めて報告させていただくものです。

次のページを御覧ください。

令和6年度東白川村繰越明許費繰越計算書。

一般会計。

2款1項、企画費一般（家庭裁判所予納金）です。金額100万円、翌年度繰越額100万円。財源内訳は一般財源で100万円。

8款2項、道路メンテナンス補助事業（佐広橋及び宮洞橋補修工事）分です。金額3,000万円、翌年度繰越額2,320万円。財源内訳は、既収入特定財源655万円、国庫支出金1,286万1,000円、村債610万円、一般財源423万9,000円。

8款2項、交通安全対策（通学路緊急対策）事業（木屋下線道路改良工事（4期））分です。金額4,214万9,000円、翌年度繰越額2,877万9,000円。財源内訳は、既収入特定財源1,285万円、国庫支出金1,818万2,000円、村債860万円、一般財源199万7,000円。

8款2項、交通安全対策（通学路緊急対策）事業（木屋下線道路改良工事に係る水道管支障移転補償費）です。金額710万円、翌年度繰越額710万円。財源内訳は一般財源710万円。

合計は省略させていただきます。

令和7年6月13日提出、東白川村長。以上となります。

○議長（安江健二君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、令和6年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎令和6年度東白川村簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（安江健二君）

日程第5、令和6年度東白川村簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件についての提案者の報告を求めます。

会計管理者 田口こず江君。

○会計管理者（田口こず江君）

令和7年6月13日、東白川村議会議長 安江健二様。東白川村長。

令和6年度東白川村簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

次のページを御覧ください。

令和6年度東白川村簡易水道事業会計予算繰越計算書。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。

4款1項、配水設備改良費・単独、木屋下線水道管布設替え工事分です。予算計上額5,611万1,000円、翌年度繰越額1,229万円。財源の内訳は、補償金707万4,000円、自己財源521万6,000円。年度内工期が確保できないことによる繰越しです。

合計は省略させていただきます。

令和7年6月13日提出、東白川村長。以上となります。

○議長（安江健二君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、令和6年度東白川村簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

◎議員派遣の件

○議長（安江健二君）

日程第6、議員派遣の件を議題とします。

本件についての趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 樋口春市君。

○議会運営委員長（樋口春市君）

議員派遣の件を報告いたします。

次のとおり議員を派遣する。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順に読み上げます。

濃飛横断自動車道促進期成同盟会総会・合同促進大会、産業の活性化に資する。郡上市、令和7年6月16日、議員全員。

社会福祉協議会評議員会、社会福祉に資する。保健福祉センター、令和7年6月17日、今井美道議員。

学校保健会総会、児童・生徒の健康に資する。中学校、令和7年6月19日、今井美道議員。

学校運営協議会、児童・生徒の健全育成に資する。小学校、令和7年6月27日、今井美道議員。

恵那蛭川東白川線改修期成同盟会総会、産業の活性化に資する。恵那市、令和7年7月23日、樋口春市議員。

濃飛横断自動車道促進期成同盟会第2回幹事会、産業の活性化に資する。郡上市、令和7年8月4日、樋口春市議員、安江真治議員。

次の議員派遣につきましては、既に議長決裁により議員を派遣していますので、読み上げませんので後ほどお目通しください。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおりに決定することに、また議長決定分について承認することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項

について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合には、議長一任で変更できることに決定をしました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（安江健二君）

日程第7、一般質問を行います。

通告者は3名です。

通告順に質問を許可します。

2番 安保泰男君。

〔2番 安保泰男君 一般質問〕

○2番（安保泰男君）

通告に従いまして、一問一答方式で質問します。

森林環境譲与税についての質問です。

本税は、森林整備などの推進をするために設立された制度であります。町と村との間での分配率について、いささか曖昧ではないかと感じております。小規模自治体である本村においては、実質的な森林管理を担っているにもかかわらず、配分において、都市部と同様の基準で扱われているのではないかという疑問を抱いております。

また、令和3年10月には、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が改正され、公共建築物に加え、民間建築物においても木材利用の促進をすることが法的に位置づけられました。この方向性は、木材産業の活性化や脱炭素社会の実現に資するものであり、歓迎すべきものと考えます。

しかしながら、実際の建築現場に目を向けますと、コスト面や施工性の理由から、地場産の杉、ヒノキよりも輸入材であるベイマツなどが無税、ゼロ%であることから、価格競争力が強く、地場産材の利用促進を阻む一因となっております。このような状態は、せつかくの法改正や森林環境譲与税の趣旨と相反するものであり、地方の林業従事者や製材業者、建築業者にとっても、制度と現実との間に矛盾を感じざるを得ません。

そこで、何点かお伺いいたします。

1つ目に、この森林環境譲与税における町と村の分配率について、本村の森林保有割合や管理実態に応じた公平な配分がなされているのかどうかを、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（安江健二君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

安保泰男議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま御質問いただきました森林環境譲与税の本村への分配について、制度の概要と現状の配分に対する考え方について回答をさせていただきます。

初めに、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、森林環境税及び森林環境譲与税が創設をされました。本村には令和元年度から毎年森林環境譲与税が譲与され、令和6年度の実績は4,376万1,000円となっております。森林環境譲与税は、市町村による森林整備の財源として、市町村と都道府県に対して私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分して各自治体に譲与されております。令和6年度から国の譲与基準の見直しがされたことで、私有林人工林面積が5割から5.5割へと増加をいたしました。その一方で、人口割が3割から2.5割ということで、本村には私有林人工林面積・人口割の基準が有利に算定され、森林環境譲与税が都市部と比較して多く譲与されているという状況でございます。

このことにつきましては、令和5年度から全国山村振興連盟や山林協会、町村会、こういった団体等が活発な要望活動を行ってまいりました。いわゆる都市部と山間部との配分の見直しの協議を進めていただき、先ほど説明した割合に変更になったところでございます。この一連のロビー活動等で、山間部の意向が、十分とは言えないまでも、反映がされたと認識をしております。

この配分方法は、毎年変わるというものではないということもはっきりしておりますし、例えば今後は都市部に配分されている、これは人口割が大きいものですから、すごく大きな金額が都市というところに配分されておりますので、交流や、あるいは提携等々で、その都市部に配分された環境譲与税といったものを、恐らくそれぞれの市町で違うんでしょうけれども、基金として積み立てているような場合が多いかというふうにも考えておりますので、人や団体、企業などが山間部である本村に来ていただいて、山林や木に関する、例えば今やっておりますような植林活動とか、そういったイベントであったり、体験活動に参加してもらうような道をつけて、私としては都市部に配分された森林環境譲与税も村のほうで、ある意味還元、還流させていただく、こういった活動も必要ではないのかと考えております。以上が森林環境譲与税に関しての私の考え方でございます。

以上で回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。

今の答弁のほうで、少しずつよい方向に向かっているというのを確認しておりますけれども、確かに制度上は全国共通の基準で分配されておりますけれども、本村は森林面積比率が極めて高く、住民1人当たりで見れば、森林管理負担は都市部の何倍にも及びます。形式的な配分だけでは地方の実態に見合わず、量ではなく質を加味した見直しが必要ではないでしょうか。森林を持つだけでは地域の発展につながりません。実際に使って、回すことが重要だと思います。

そこで、次に、この譲与税の活用と連動する木材利用の実態と課題についてお伺いしたいと思います。

2つ目に、木材利用促進法の改正を受け、本村の公共・民間建築における地場産材の利用実態と、その促進策についてどのような取組を行っているのか、お伺いいたします。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

ただいま御質問いただきました本村の公共・民間建築における地場産材の利用実態とその促進策についてお答えをいたします。

まず公共建築においては、令和6年度の実績で、中川原水辺公園の屋外ステージ棟の修繕工事と、同じく中川原水辺公園の木製遊具の設置工事において地場産材の利用実績がございます。また、令和8年度の予定となっておりますが、義務教育学校の校舎ではランチルームと図書スペースに地場産材を使う予定となっております。

また、村内民間建築については、正確な数字は分かりませんが、村では地場産材の促進策として平成21年度からフォレスタイル事業を推進しております。フォレスタイル事業では、東白川村の木を使った産直住宅ということで、東濃ひのきの柱材プレゼントを行っておりますので、地場産材の利用促進に対しては、森林組合や製材組合、工務店などとの関係者の御理解をいただきながら進めております。

参考までになりますが、令和6年度末までの16年間のフォレスタイル事業の実績となりますが、受注件数で総数が302棟で、そのうち東白川村で建てた件数につきましては39棟という実績となっております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

それでは、ベイマツなどの輸入材が無税である現状が地場産材の活用促進と相反している点について、村としてどのような見解をお持ちなのか。

また、関税は国の政策でありまして、村独自でこれを変更することはできませんが、逆にその価格差を埋めるような形で、ベイマツとの価格差に応じた杉、ヒノキの利用促進補助や、地場木材を使用する建築業者、製材業者に対する村独自の支援策を検討できないか、村として地域資源である木材を守るために、国の制度に頼るだけでなく独自に応援する仕組みづくりが必要と感じますが、村の考えをお伺いいたします。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

ただいま御質問いただきましたベイマツ等の輸入材が無税である現状と、地場産材の活用促進に相反している点についてお答えをいたします。

御質問の輸入関税については、国と国との間で設定されている税金で、関税の目的や種類、関税率、計算方法などは国策となっております。一般的には、関税は国の予算財源となることだけではなく、国内産業の保護や国際的な貿易交渉の交渉材料となっている現状ですが、ベイマツなどは関税が無税で輸入されている実態がございます。

また、林野庁の国産材と外国産材の価格動向に関する資料によりますと、輸入丸太の価格は、為替レートや生産国の動向等により大きく変動している実態と、米材の丸太の価格は、原油価格の上昇や円安の影響によりまして平成17年頃から上昇しておりますが、その後、リーマンショック、また為替の変動によりまして下落と上昇を繰り返しているという状況でございます。

現状としまして、ベイマツ等の輸入材の関税が無税であり、また安価であるということは、地場産材の利用促進への影響は少なからずあるということで、村では国や県と協議を進めながら様々な事業に取り組む必要があるというふうに考えております。

そうした中ですが、先ほどの回答の中でお話ししました、本村では村独自の事業としまして、フォレストスタイル事業による柱材をプレゼントするという施策を行っておりますので、ほかの地域と比較しても地場産材の利用率は高いという結果につながっておるというふうに思っておりますので、今後ともそういった取組について注力していきたいと思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

引き続き今の活躍をお願いしたいと思いますけれども、本村では林業者、製材業者、建築業者がそろっており、素材生産から建築現場まで顔の見える地場供給網が形成できる存在がまれな村でございます。この特色を生かし、村独自で輸入材との差額分を地場産材利用助成として応援できれば、ほかの自治体にはない、持続可能な循環型経済モデルがつかれるのではないのでしょうか。せっかくの資源が生かされないままでは、先人の努力が報われません。この森林資源をもっと生かし、守るという観点で、次の森林環境譲与税の使い方、森林構造の偏りと広葉樹導入の可能性について尋ねていきます。

森林環境譲与税の使い方について伺います。

昭和100年、そして戦後80年を迎える本年、先人たちが復興と持続可能な村づくりを願って植林した杉、ヒノキがまさに適正な伐採時期を迎えております。本村では、村の9割近くが森林であり、その大半が針葉樹で占められています。しかしながら、広葉樹の割合は極めて少なく、保水力が弱いため、雨の多い季節でも水がれや洪水といった自然災害のリスクも増しています。

こうした中、木を切って使い、また育てるという森林資源の循環利用を積極的に進めることが、先人の植林努力が実を結ぶ、今こそ求められているのではないのでしょうか。森林環境譲与税は、単

に植える、守るための予算ではなく、切って、使って、再び育てるという流れをつくるためにこそ積極的に活用されるべきだと思います。

また、現在の森林構造は針葉樹に大きく偏っており、広葉樹の割合が極めて少ないのが実情です。しかしながら、広葉樹には何点か重要な機能があると考えます。

まず1つに、山の保水力の向上が上げられます。広葉樹は根が深く、雨水をしっかりと地下に蓄える働きがあり、土砂災害や洪水を防ぎ、水源の安定化にも寄与しています。加えて、冬季には尾根筋に日が差し込むことで太陽熱を生かした気温安定化にもつながり、積雪や凍結への対策としても有効であります。さらに、広葉樹が実らせるドングリや栗といった木の実、鹿、イノシシ、熊などの野生動物にとって貴重な食料となり、獣害を減らす効果も期待されます。人里に餌を求めて出沒するのではなく、山の中で生態系を完結させる緩衝帯としての役割が果たせるのではないのでしょうか。

このような点を踏まえれば、広葉樹の導入や里山再生といった取組も森林環境譲与税の重要な使い道の一つとなり得ると考えます。

そこで、最後にお伺いいたします。

今後、獣害対策や災害抑制、景観、観光資源の視点も含めた広葉樹導入の検討、針葉樹一辺倒の林業構造から、混交林や里山的活用・利用へと転換するためのビジョンをお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

ただいま森林に関するビジョンについて御質問をいただきましたので、お答えをいたします。

まず、本村では既に100年の森林づくり構想を策定し、森林づくりに向けた方針や目標を定めております。この100年の森林づくり構想では、森林の目標区分の設定、ゾーニングを定めて、木材生産に適し、木材の搬出条件が整っており、施業することで収益が見込める場所については木材生産林として管理をしております。また、防災や水源涵養、生物多様性の保全などの森林の多面的機能の発揮の観点から、木材生産林として管理が好ましくない森林については、環境保全林として森林管理を行っております。

この木材生産林については、村内に約4,439ヘクタールあり、計画における森林面積の約6割となっております。施業が行き届いている森林であり、継続的な管理ができる森林として区分されます。造林の適地であるとともに、木材の搬出条件が整っており、森林経営計画に具体的な計画がある森林と位置づけられ、施業することで収益が見込まれることを目指しております。

また、環境保全林については、村内に約2,936ヘクタールあり、計画における森林面積の約4割となっております。広葉樹林または針広混交林や森林の下層部には、広葉樹の低木や草本類、シダ類などの多様な植物が育成された環境が整うことで、森林の多面的機能が強い森林の形成をすることを目指してビジョンを策定しております。

現状では、本村では木材生産林における間伐・皆伐に対する補助事業を積極的に行い、森林保育、主伐再造林支援、自伐林家型地域森林整備など各事業に対する支援を行っております。また、環境保全林では、令和7年4月には大明神の山林を水源涵養地の保全のために取得をしております。

また、今年度の予定ですが、サントリー「天然水の森」事業にて、曲坂の村有林の一部を皆伐し、ナラを植林して広葉樹林化することで、水源涵養、生物多様性保全の観点でモニタリング調査を実施する計画にしております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。

100年の森づくりという大きな流れの中で、現実を踏まえて、それに向かって持続可能な循環型を実施していけるような活動を進めていただきたいと思います。

本村では、獣害や雨水による林道崩壊など、過剰な針葉樹林のもたらす実害が既に表面化しております。しかも、尾根筋や水源部など、広葉樹を植えることで災害防止、動物との共存が実現する場所も特定できるのではないのでしょうか。今もサントリーさんが水源確保のために植えられる、大変いいことだと思います。国任せでなく、まず村としてモデル地区を設けて、施行する価値があると思います。

ここまで森林の現状や木材利用の課題、そして広葉樹導入の必要性について伺いましたけれども、やはり鍵を握るのは森林譲与税の使い方であると強く感じます。この税を単なる収入として見るのではなく、次世代への希望をつなぐ道具として、どう生かしていくのが今私たちに問われているのではないのでしょうか。本村には誇れる広大な森林と、それを代々守り抜いてきた人々の知恵と業があります。

しかし、今、人口減少や担い手不足の中で山も人も静かに寂れていこうとしているのが現状です。だからこそ、森林譲与税を、木を守るための税から人と地域の心を再びともす税への転換としていく必要があるのではないのでしょうか。山を切り、木を使い、再び育てる、その循環の中にこそ本村の持続的な未来があると信じて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

〔4番 今井美和君 一般質問〕

○4番（今井美和君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一問一答方式にて1項目4点の質問をさせていただきます。

移住・定住施策と空き家バンクについて質問いたします。

東白川村の人口は2,000人を切る時代となりました。2050年には、何も策を講じなければ1,000人

を切ってしまう。日本全国少子高齢化、そして都市への人口流出と、小さな村にとっては暗い未来です。しかし、村の人口が2,000人を切らないために何か策が必要です。

1つ目の質問です。

現在の村の空き家の数と空き家バンク登録数、そしてその空き家バンクを利用して、これまでに移住された世帯数を教えてください。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

ただいま今井美和議員の御質問をいただきましたので、お答えをしたいと思います。

御質問いただきました村の空き家の件数ですが、183件となっております。この数字は、令和7年に策定した第2次東白川村空家等対策計画に記載されておりますが、外観調査と空き家所有者からの意向調査の結果、空き家として取りまとめた件数が183件となっております。令和2年の時点では140件でしたので、その後、空き家の利活用も進んでおりますが、現在のところ、5年前と比較して約40件が増えているという状況でございます。

また、空き家バンクの登録数につきましては、令和元年から令和6年度までの実績ですが、総数で53件の空き家バンクを登録しております。そのうち41世帯が成約済みとなっておりますが、御質問いただきました実際に移住された世帯につきましては31件となっております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

ありがとうございます。

今の答えですが、空き家の数が183件あって、空き家バンクの登録が53件、そのうち移住された世帯数は31件。空き家が183件あるのにバンク登録数は53件ということで、まだまだ空き家バンクに登録できそうなのですが、空き家の持ち主様に登録をお願いするような活動や周知はされているのでしょうか。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

ただいま御質問いただきました空き家バンクの制度の周知については、令和元年度のつながるナビ事業の開始時から毎年空き家の所有者と住民の皆様への周知をして、広く制度を知っていただく取組をしております。

具体的には、昨年度空き家実態調査を実施しております。この実態調査は、令和2年度に実施した空き家調査を基に2回目の追加の調査を行いまして、空き家所有者の方に意向調査を行い、空き家対策物件の所有者の方へ空き家の適正な管理のお願いを併せて行い、空き家バンクの制度を御理

解いただく取組をしております。

また、毎年12月の自治会長配付の配付物で、村内へのチラシを全戸に配付させていただき、周知活動を行っております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

人が住まなくなった家というのは早く朽ちていってしまいますので、所有者の方には管理をしていただき、また管理ができない場合には空き家バンクに登録するような方法を、周知をこれからもよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

村として、現在の移住相談体制についてお伺いします。

村では、現在どのように移住希望者の相談に対応しているかをお伺いします。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

ただいま御質問いただきました移住希望者の方への対応についてですが、令和5年度に集落支援機構、移住・定住サポートセンターを設置し、対応しております。専任職員1名、兼任職員3名で、総勢4名の職員が相談業務に従事しておりますので、移住を希望される方への現地案内や相談業務を行っております。

また、昨年度新たに移住・定住のパンフレットを作成しました。つながるナビ事業で、実際に移住・定住された御家族の紹介をはじめ、村の紹介や移住への支援制度を案内した内容となっております。このパンフレットを活用した移住希望者の方への相談業務を今後も行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

今、パンフレットの話が出ましたが、素晴らしいパンフレットができておりましたので、どんどん利用していただきたいと思います。

この相談を移住・定住サポートセンターで行っているということなんですけれども、移住希望者の相談件数というのはどれくらいあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

移住希望者の相談件数については、つながるナビ事業が始まって6年が経過しますが、6年間で約800件の相談を受けております。内訳は、令和元年から3年間は毎年約200件の相談でしたが、最近の3年間の平均では約100件の相談があるということでございます。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

今のお答えの中で、最初ここ3年間スタートしたときは毎年200件、それからは100件ということで、相談件数というのが落ち込んでいるようなんですけれども、要因、原因は何だと思われますか。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

この制度がスタートした当時ですが、マスメディアによる事業の特集、紹介もありまして注目を受けたということと、当初寄附物件が格安で販売されていたということもあり、相談が多かったと思いますが、ここ最近の年間100件というのも決して少なくないという数字だったと思っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

やはり新聞やテレビの宣伝力というのはすごいと思います。移住を促進させるためには、やっぱり村をアピールすることが重要だと思います。

そこで、次の質問に移ります。

2月に議会と村長で、東京へ陳情とNPO法人ふるさと回帰支援センターというところに視察に行っていました。ふるさと回帰支援センターは、地方移住に関するパンフレットや資料を常設し、各地域の相談員が移住を希望する方に、より具体的な地方暮らしの情報を提供するとともに各種相談に応じる移住・定住へのサポートをしてくれる場所でございます。

相談件数ですが、昨年の相談件数が6万1,000件と過去最高数で、都会から地方へ移住したいと考えている方が多いことに驚きました。ここに登録するには登録料というのが要るのですが、村にとって、ふるさと回帰支援センターへの登録は利があると思われます。村の考えをお聞かせください。

○議長（安江健二君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美和議員の御質問にお答えをしております。

初めに、今年の2月に議会の皆さん方と今お話があったふるさと回帰支援センター、一緒に視察をさせていただきました。現状をよく承知しておるところでございます。

昨年度になります、村の担当職員2名がこのふるさと回帰支援センターを訪問して、新しく先ほどお話があった移住・定住パンフレットを置かせていただいたということでございます。しかし、移住・定住パンフレットは、ふるさと回帰支援センターに登録していない自治体のパンフレット、これは置かせていただいておりますが、直接移住者の方へお示しをいただいてというアプローチはなかなかしていただけないという現状も聞いてきております。

そこで、今後この支援センターに登録をして、もっともっと情報発信をする必要性は私も感じておりまして、会員になるには年会費5万円という話を聞いてございますが、登録するメリットについては、自治体の移住イベントが会場を借りてやれたり、そこが行います移住フェアへ参加ができるなど、いろんなメリットがあるというふうにも調査をしてきております。来場者が、この村の移住に対して、東白川村という言葉を知っていただける窓口になるというふうに認識をしております。

そこで、今御質問がありました村としての考え方でございますが、今年度中にふるさと回帰支援センターへの自治体正会員としての登録を行う予定とさせていただきたいと思っております。関連する補正もまた提出をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思っておりますが、今後、今答弁とさせていただきますとおり、移住・定住の取組というのは強化をする必要があると思っておりますので、体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

大変よいお答えをいただきました。登録していただけるということで、ありがとうございます。補正に出た際は、議員も研修に行つてまいりましたので、皆さん納得していただけると思います。

今後村だけでは、移住者を呼び込むことは数に限りがあるということは何となく見えてきているので、このセンターの登録を機に、より多くの方に東白川村に移住を考えてもらえる手段となることを期待いたしております。

それでは、最後の質問でございます。

これからより一層、移住・定住施策で力を入れていくために今後の取組をお聞かせください。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

ただいま御質問いただきました本村における移住・定住に関する施策ですが、村に移住を希望される方々に、現在約280名の方がお見えになりますけれども、メールマガジンの会員に登録いた

いております。このメルマガ会員の方に対して、空き家バンクの掲載があった場合の物件紹介や相談窓口、お試し移住体験、定住促進事業奨励助成金制度の紹介、定住後のサポート業務などの情報提供を行っております。今後も村のホームページ、つながるナビ事業の情報を充実しまして、移住の受入れ体制の強化が必要と考えております。

なお、お試し移住体験では、現在魚の宿を使っておりますが、今後空き家物件でよい建物が出てきた場合には、お試し移住体験施設として整備することも検討をしております。また、定住後のサポート強化もしております、職員が移住してきた方と一緒に近隣の方への挨拶に行くこと、また地域の行事の紹介、美しい村づくり委員会など会議やイベントへの参加などを案内するなどして、早く村の生活になじんでいただけることを大切にして取り組んでおります。

今後、国や県からの情報収集、移住フェアや関係するイベントへの参加、ふるさと回帰支援センターなどの関係機関との連携によりまして、移住・定住事業に力を入れてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔4 番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

移住・定住サポートセンターには、今後も移住前後の手厚いサポートを期待しております。

村が空き家バンク、移住・定住施策に力を入れることで、新たな関係人口や定住者の増加につながってまいります。移住・定住の成功には、ハードの整備だけではなく人とのつながりを育てる仕組みが不可欠でございます。村民の皆様にも御理解と御協力をいただきながら、村全体で取り組む体制づくりを進めていただきたいと思いますと思っております。

これで一般質問を終わります。

○議長（安江健二君）

それでは、ここで暫時休憩とします。10時45分から再開しますので、よろしく願いを申し上げます。

午前10時33分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（安江健二君）

それでは、少し早いようですけれども、再開をいたします。

一般質問、6 番 桂川一喜君。

〔6 番 桂川一喜君 一般質問〕

○6 番（桂川一喜君）

通告に従いまして、一問一答方式にて質問をしたいと思います。

役場が管理している施設や物品の所有権は一体誰にあるのかというテーマに沿って、幾つかの質

問をしたいと思います。

村では、官民それぞれの主催で数々のイベントや行事が企画・運営されています。中川原やはなのき会館などの施設を借りるときに、使用料などが設定されています。役場が主催する行事に使用料が発生しないということは理解できます。

そこで、1つ目の質問になりますけれども、村の主要な施設につきまして、役場以外が主催するイベントや行事に関しては貸出規定がどうなっているのかをお答えいただきたいと思います。

○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

桂川議員の御質問にお答えします。

村には幾つかの管理施設がございますが、議員おっしゃられました、はなのき会館とはなのき別館について使用料に特化して規定を御説明申し上げます。

まず1つ、村に準ずると認められる村内の団体が事業・行事のため使用する場合。2つ目、村内の社会教育団体、学校関係、福祉関係、農林業研修団体、その他の研修団体及びその他の研修団体のうち教育委員会が認めるものがその事業・行事に使用する場合。3つ目、村外の団体のうち、先に申し上げた団体に準ずると教育委員会が認めるものがその事業・行事に使用する場合。この3点の場合は免除となっております。

一方、スポーツレクリエーション及び趣味、教養のための同好者の団体のうち、教育委員会が認めるものがその事業・行事に使用する場合。2つ目、農林業及び商工業団体が営利を目的としないで行う事業・行事に使用する場合の2点の場合は、2分の1の額を減免するという規定となっております。

また、営利、政治及び宗教的な目的で使用する場合は、使用料は3倍の額を徴収する規定となっております。

このほかに、村民センターや防災センターも同様の内容となっております。一方、中川原水辺公園の場合も、ほぼ同様の貸出規定となっております。いずれの施設も公益上必要と認められる場合は、使用料の全部または一部を徴収しないことができるという規定となっており、一個人の方のみでの使用はできない内容となっております。

そのほかに、越原センターや五葉会館などの研修集会施設、白川瀬音公園やはなのき公園などの農村公園も設置条例がございますが、こちらは指定管理者を設けておりますので、直接管理者にお尋ねいただきたいと思います。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ありがとうございました。

この規定というのは、結構基本がつくられてから何十年とたっている事実があるわけで、その当時は民間の経済力というのかなりありまして、それと受益者負担という考え方が本当に当たり前のようにみなされていた時期で、当然民間のほうでも、一定の趣味であっても産業であっても余裕があつて、経済的にも。その中で、使う以上は協力しましょうという考え方があつて、営利じゃないにもかかわらず2分の1を負担しましょうとか、そういう考え方があつた時代が今のにつながっていますけれども、今後ぜひとも検討していただきたいことの 하나가、趣味であつたりとはいいいながらも、実は公益性があるかないかという1点におきましては、今は文化の奨励であっても、個人であるから公益性がないという判断がない。

ただ、さっきも言ったように、受け手、借手の側に経済的余裕があつたり、皆さんが若くて所得がある方が中心で借りられてきた時代というのもあったので、そのときの負担というのは一定の理解ができるわけですが、今は文化におきまして高齢化が進みまして、所得が十分ない方が貢献されてみえる場合が多いですので、今後この規定につきまして公益性というものをなるべく広く解釈していただきまして、利用料につきましてはぜひとも一度見直していただきたいなあということを考えました。

そして、もう一点ですけれども、個人の場合は駄目だという話がありました。これは昔、前村長のときに一度質問したことがありまして、人口の多いところ、例えば村の人口の10倍の人口のある市町村で10人のグループがあつたとします。そうすると、個人ではないので公益性が高いと言えます。ただし、スケール的に10分の1の村ですと、1人しかそれが存在しません。1人であっても、それが公益性があるかどうかということはどうやって判断するかということが一番難しい点ではありますけれども、こういう人口の少ない村にとっては、個人が頑張っていることであっても、実は大きい市だったら100人で頑張っているのと同じ価値であるものというのは存在するかと思います。

なので、今日の明日すぐ結論を出せという意味ではありません。やっぱりこれから人口が少なくなっていく過程の中で、1人というものが示す役割というのをもっとみんなで実績として認め合っていくような社会が必要かなと、この村にとって必要だと思いますので、またこれも大きな課題として取り扱っていただきたいなと思っております。

じゃあ、その私の質問に対しての考えを述べた上で、次の質問に入っていきたいと思います。

施設附属の今度は備品についてというほうで質問したいと思います。

それにつきましても有料であつたり無料であつたりはするものの、施設を借りたときに、借りるということは恐らく可能になっているものだと思います。ただし、そんな中で例外として施設は借りられるんだけど、備品については特に一般村民は、実はこの備品は借りられませんというものがもしあるかどうかということをお聞きしたいと思ったので、質問したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

議員の御質問にお答えします。

備品については、施設を借りる場合の附属品となります。そのため、基本的には全ての備品を貸し出すことは可能となっておりますが、例えば内部に備付けの備品というものがございまして、それを外部へ持ち出して使用することができない備品というものもあると考えておりますので、備品を借りたい場合は担当課にお尋ねして、相談いただければと考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ありがとうございました。

もしかして、備品の種類によって一般村民が借りにくいものがあつたらということをちょっと懸念しましたので、質問しましたけれども、一応貸出しのほうはしっかりやっていたかということと、持ち出しが駄目だということはもちろんそれが基本であろうかと思います。理解できました。ありがとうございます。

そこで今度は、村には施設の備品としてではなくて、例えばテントでありますとか、交通、駐車場確保のトラ柵みたいな看板類のようなものが、それぞれ単独で役場に一応管理されている備品が存在していると思いますけれども、それらのうちで民間がそれを借りようとした場合、貸出規定が規定されているもの、そして規定されていないものがあつたりもする。仮に整備はされているんだけど、民間が借りようと思うと、かなりハードルが高くて借りにくかったり、もしくは民間の場合だと本当に借りることがほとんどできないものがあるのではないかということをちょっと懸念しておりますので、それについてのお答えをいただきたいと思います。

○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

議員の御質問にお答えします。

総合運動場の横の研修館の中に、テント、机、椅子、それからトラ柵を保管しておりますが、これらの備品は実は貸出規定が整備をされておられません。ですが、これらの備品も村が管理しているもので、各種イベントやスポーツ大会・教室、消防団活動などに貸出しをしております。その際の使用料は免除としております。

研修館保管備品につきましても、最初の質問でお答えさせていただきましたが、公益上必要があると認められれば無料で貸し出すことは可能ですので、その際は総務課まで御連絡いただき、先に予約がなければ借りていただきたいと思います。こういった備品で貸出しができないものは、基本的にはないと解しております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

先ほど今後の課題で申しました公益性というものを考えるような物差しをどう考えていくかというのを、これからちょっと検討していただきたいという中で、村はイベント、行事等に、時には補助金という形で、これはいいことだということで補助制度があります。その中に、今までの物差しの中に入っていないくて、補助制度は活用できたものの、公益性が十分認められているという担保が十分取れていなくて、備品を借り出そうと思ったときだけ、悪いけど規定がないから貸せませんというような返事が一定数行われているというところが少し気になっている部分と、もう一個は、補助制度になるというのは、村のお金をその行事に対して、事業に対して協力的にお金を支給していただきます。実はその事業費の中に、今度は村に対して今度支払うための使用料が入っていたりするわけなんです。

確かに、行って来いはしていけないとは言いません。でも、先ほど一番冒頭で総務課長が返答していただきましたように、公益性が認められるものを一定数は無料で貸しているという現状の中で、補助制度を受けることのできたような行事に関しては、使用料も免除していただければ、結果的に余分な現金が動かないでいける。もしくは、補助制度というのは事業名が違っていますので、事業名をいわずらに使用料で減らすことなく、逆に事業本体の中にきちんと使っていただけるという可能性をまた与えることができますので、これも今後ぜひとも検討していただきたいですし、先ほどのどういう項目をつくっていくか、今、規定のあるものについては今後考えていってくださいと僕は言ってきました。

今、課長が申しましたように、規定のないものに関しては、もしかしたら村長の考え方一つで、あしたからでも、もしくは今日からでも実現可能ではないかと思いますので、あえてこの最後の質問につきましては、村長にどうするかというような考えをお答えいただければと思います。

○議長（安江健二君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

施設であったり、そこにある備品であったり、また村が所有をしている、管理している備品についての一連の御質問でございました。

議員の趣旨は、時代が変わってきているから、昔の古い、古いと言ってはちょっと差し支えがありますが、前の規定で減免規定とか、免除だとか、いろいろあるのは一度見直してほしいという点が1点。もう一つは、規定がないから貸せないということについては少し見直してほしいというのが1点。あと、村が補助金等で支援をしているイベントについて、公共施設の使用料を取ることにについてはどうなのかという、この3つではなかったかなと思っておりますが、よろしいでしょうか。

村は、地方公共団体と言われまして、地方自治法において一つの法人格を有する団体でございますので、当然所有権を有している。いろんな備品、例えば全部所有権は村にあります。この所有権

を、村が持っているものをどう使っていくかということでございますが、まずは基本的な大前提として、村を構成しているのはその地域の住民でございます。村は、住民のためになることをいかに効率よく公平に使っていただくか、お金の面も含めて使っていただくかということをやっていくのが行政の役割、それを認めるのが議会の役割、このように理解をしておりますので、基本的に、村の財産は村民の皆さんが使う権利があるのではないかという基本的な概念は持っておりますが、ただ、個人と団体とかそういう概念になってきますと、一概に公益性があるから個人でもいいじゃないかという議論になると、少ししっかりと立ち止まって、考えてから答える必要があるのかなと承知しております。

それは、やられることの内容が、しっかりとこちらが掌握できるものについては全然問題ないんですが、一個人、数の割合のことがございましたよね。何万人のおるところの1団体、2,000人切っているところの1人の力って大きいよという議論でした。そのことはよく分かるんですけど、個人に対しては少し考える必要があるかなというふうには思っております。

先ほども申しましたように、規定の見直しということについては前向きに検討していかなくちゃいけないということはありますし、規則がないものについては、職員が自分で判断するときは大変困ることになるので、そのために、こういう場合はこうしましょうよという共通の理解、規則あるいは規定があるわけなので、今までお聞きしていますと、たまたま私の知らないところだとは思いますが、貸していない、個人には貸せないよ、規定がないから貸せないよというお答えしたことがあったとおっしゃったと思いますが、それは大変、共通の認識がなかったということで、先ほど伊藤総務課長が申し上げましたように、御相談をしっかりといただければ、ああそうですかということで貸せた場合もあるかと思しますので、こういったことはこれからスムーズにいくように、当然規則、規定等々の整備をする必要がありますし、今回御質問いただいたことによって、我々もどこに何があるかというのを一度見直しましたし、特にテントなんかに当たっては、昔それこそ研修館の体育施設、倉庫の下にもう今ではほとんど使われないような組テントなんかはまだあるわけなんです。そういったものをどうしていくかというようなことも、ちょっと質問を契機に考えさせていただきたいと思います。

ほとんど今は簡単で軽いアルミのテントを皆さん使っておっていただくようでございますが、これらも使いやすい状態にしていくべきであろうと。先ほど言いましたように、基本的に村民のもんですからというふうには思っております。

不都合があったところは御相談をしながら、議会の御理解もいただきながら、よく使っていただけるような方向にしていきたいということがございますし、もう一点は、個人の責任で借りていただいた、団体の責任で借りていただいたときに、風や何かで壊れたと。さあ、そこに賠償責任を求めるかどうか。このことも深く議論をしないと、壊したので直してくださいよ、それを承知で借りてくださいという議論は、自分としてはちょっと乱暴かなと思います。善良な管理の下でどうしようもなく壊れたものについては、これは村民の財産が損なわれたわけでも、そこに罪があるわけでもないの、村で直すなり、また買い足しをするなりすることが基本的ではないかというのは自分

の考えであります。

公益性の判断は非常に難しいことがございまして、今回、今まではなかった民間の方々の発想によって、これはがんばる地域づくり補助金の効果が十分出ていると自分は考えて喜んでおりまして、3年目を迎えるバイクのイベントであつたり、あるいは平地区で行われる予定の夏祭り、8月13日と承知しておりますけど、これにがんばる地域づくり補助金を交付させていただくことになっておりますが、これは今までなかった動きですので、村としては十分支援をしていきたいというふうに考えております。

何か不都合があつたら、また御相談いただければ善処してまいりますので、もし関係してみえるなら、そのようにお伝えをいただければありがたいですし、ぜひみんなで応援していく、若い人たちの考えを応援していくべきだろうというふうに基本的に思っていますので、村で、みんなで力を合わせていい村にしていこうという思いは、多分民間の方も、議会の先生方も、私も同じ思いだと思いますので、その方向でいろんなことを整理していく時期に来ているよと。

それは、ちょっと話が飛びますけど、3,000人体制を2,000人体制にそろえていかなきゃいけないよというのは、総合計画の骨子の中にもうたい込んだときにも関連するというふうにも思っておりますので、この備品の管理、貸出し、こういったことについても、これからまた検討を加えてまいりたいと思っております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今回、一番冒頭に申しました所有権という話をしましたけれども、今、村長のほうからも所有権の話を説明していただきました。僕は今まで大体一般質問をやるときに、何となく行政の敵対的な質問をすることが多いので、所有権というのを、まるで住民側に権利があるから、もう少し何とかしろよという趣旨で受け取っていただくつもりで書きました。でも、本当に言いたいのはそこじゃないです。権利と義務というのはセットで行われるもので、この話をしようと思った矢先に、村長のお答えの中に、もし壊したらという話が出ました。まさにその点で、今までは村の備品を貸しますと、住民が壊しちゃったよと。そりゃあ壊します。ふだん使っていないものを、使い方も分からないまま使用します。そうすると壊れます。だから、できればやっぱり職員が入っていったらとか、役場職員を立ち合わせてくださいということが多かったと思います。

最後に、質問なのか、提案なのかちょっと分からないことをあえてしゃべりたいと思います。

村民が村の備品を使うときに、どうしても壊したり汚したりということが多少役場の職員よりも多く存在しています。だからというわけではありませんけど、受益者負担ということで、もしものときの費用を多少あらかじめもらっておきたいというあたりが、受益者負担と呼ばれる根本にあったかと思います。

以前、教育委員会に提案して、はなのきを運営するための音響機材だとか、照明機材の基本的な

操作するのを民間の人も含めて勉強会を開いて、その勉強会に出席した人ならば職員が立ち会わなくても借り出せるような方法にしたらどうだろうというのは、僕は技術的な問題というより、高価な物品を壊さないようにするために、役場職員も含めて、そのノウハウをしっかりと学ぶということが、村民の財産である、村民の全員の財産である物品をより大切に使うという姿勢とセットで、有効に使うということはなされるべきだと思っています。

そこで、最後に提案的な質問になりますけれども、民間であっても職員であっても一定数技術が要る。もしくは、テントの立て方ですが、テントの立て壊しの簡単な講習を、修了証を発行した人に限っては借りていってもいいけれど、その修了証を持っていない人は、悪いけど職員が立ち会わないと借り出せないよというような仕組み、ちょっと今分かりやすくするために、テントという簡単なものを取り上げましたけれども、もう少し高度な物品もあろうかと思います。こういうのを今後しっかり指導、監督することで、財産を村民と一緒に使って丁寧に使いながら、より有効に使っていく方向が見えるのかと思いますので、ちょっとこの最後お答えだけいただければ、この質問を終われるかと思います。

○議長（安江健二君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

御提案としてお話になったので、その回答をと言われても、これは議員の考え方として承知をしております。

例えば、車はどうするのというような議論があったりするのではないかと。でも、車の場合は保険の関係がございまして、職員が運転した場合でしか保険が下りませんので、これは駄目ですよというルールはあると思います。

テントは、先ほど私、善良な管理と申し上げましたが、そういった形で、突風とか、そういうので壊れてしまった、これは仕方ないでしょうという考えを自分は持っていますけど、例えば放り出しておいてきて、それが盗難に遭ったとか、そんなことはやっぱり善良な管理ではないので、それは弁償してもらいますよというルールにしていけないといけません。

今、議員がちょっと例としてお話になった高度な管理技術が要るものについては、やはり何でもかんでもいいということではならんので、その管理の方法として講習をやって修了証と、それは議員の提案でございまして、慎んでお聞きをしておくということで答弁とさせていただきます。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ありがとうございました。

やっぱり村のものは、役場の職員のものだけでなくて村民全員のものですので、住民全体も丁

寧に使いながら、貴重な財産を村民全体で守っていき、より有効に使っていくという思いを最後に述べまして、今回の質問を終えたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（安江健二君）

以上で一般質問を終わります。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

CATVが退出します。暫時休憩をいたします。

午前11時08分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（安江健二君）

それでは再開をいたします。

◎議案第37号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第8、議案第37号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由を求めます。

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

議案第37号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和7年6月13日提出、東白川村長。

本改正案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が令和7年6月4日に施行されたことを受け、東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例中、選挙長、投票管理者等の報酬額を変更するものでございます。

次のページをお開きください。

東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別冊の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

2ページをお開きください。

2ページから5ページまでが改正後（案）で、5ページから8ページまでが現行でございます。

別記1の7. 選挙長、日額「1万800円」を「1万2,200円」に。

8. 投票管理者、日額「1万2,800円」を「1万4,500円」に。

9. 投票立会人、日額「1万900円」を「1万2,400円」に。

10. 期日前投票所の投票立会人、日額「9,600円」を「1万900円」に。

11. 期日前投票所の投票管理者、日額「1万1,300円」を「1万2,800円」に。

12. 開票管理者、日額「1万800円」を「1万2,200円」に。

13. 開票立会人及び選挙立会人、日額「8,900円」を「1万100円」にそれぞれ改正をします。

今回の改正を受けて、令和7年7月執行予定の参議院議員通常選挙から執行させていただきます。
また、選挙長と選挙立会人の報酬については、令和8年4月執行予定の東白川村長選挙、東白川村議会議員選挙に関係するものですので、併せて改正をさせていただきます。

本文にお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行し、令和7年7月1日から適用する。以上でございます。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第37号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第38号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第9、議案第38号 東白川村民センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

議案第38号 東白川村民センター条例の一部を改正する条例について。東白川村民センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和7年6月13日提出、東白川村長。

本改正案は、昨年度村民センター4階の婦人の部屋を改修したことにより、名称を変更するもの

でございます。

次のページをお開きください。

東白川村民センター条例の一部を改正する条例。

東白川村民センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1中「婦人の部屋」を「和室」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号 東白川村民センター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号 東白川村民センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第39号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第10、議案第39号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民福祉課課長 安江由次君。

○村民福祉課課長（安江由次君）

議案第39号 東白川村税条例の一部を改正する条例について。東白川村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和7年6月13日提出、東白川村長。

次のページをお願いいたします。

東白川村税条例の一部を改正する条例。

東白川村税条例の一部を次のように改正する。

改め文の朗読と新旧対照表の説明は、5月全員協議会で説明済みのため省略をさせていただきます

して、5 ページの附則からお願いをいたします。

附則（施行期日）第1条、この条例は令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号、第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定、令和8年1月1日。

第2号、附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定、令和8年4月1日。

第3号、第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日。

（公示送達に関する経過措置）第2条、この条例による改正後の村税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（村民税に関する経過措置）第3条、新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和7年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

第2項、令和8年度分の個人の村民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

第3項、新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払いを受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払いを受けるべきこの条例による改正前の村税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

第4項、新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払いを受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払いを受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）第4条、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）第5条、新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の

種別割については、なお従前の例による。

（村たばこ税に関する経過措置）第6条、次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る村たばこ税については、なお従前の例による。

第2項、令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、村税条例第92条の2第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡し、もしくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定に関わらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

第1号、条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数。

第2号、新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数。

第3項、前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。以上でございます。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今、附則の説明、5ページにありましたけれども、施行期日の第1条の文言なんですけど、「令和7年4月1日から施行する」とありますが、これは「適用する」でないと具合悪いのではないかと、ちょっと指摘になりますが。

○議長（安江健二君）

村民福祉課課長 安江由次君。

○村民福祉課課長（安江由次君）

今、この附則をそのままお読みしたところで、「施行期日、この条例は令和7年4月1日から施行する」になっております。議員がおっしゃるとおり、「公布日から施行し、4月1日から適用する」というのが確かに正しい附則だと思われまふ。大変申し訳ありません。そのように訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（安江健二君）

暫時休憩します。

午前11時26分 休憩

○議長（安江健二君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

ただいまのお答えから察するに、単純な文言の記載ミスだったということでよろしいでしょうか。

○議長（安江健二君）

村民課課長 安江由次君。

○村民福祉課課長（安江由次君）

申し訳ございませんでした。

ここの内容につきましては、文言のみの間違いとなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安江健二君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号 東白川村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第40号から議案第42号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第11、議案第40号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から日程第13、議案第42号 令和7年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの3件を補正関連につき一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

議案第40号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第2号）。令和7年度東白川村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,326万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,799万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。令和7年6月13日提出、東白川村長。

2ページから4ページの第1表 歳入歳出予算補正の朗読を省略させていただき、5ページをお開きください。

第2表 債務負担行為。

事項、期間、限度額の順に説明を申し上げます。

東白川村役場庁舎LED照明機器リース、令和8年度から令和12年度まで、1,636万8,000円。以上でございます。

次のページをお開きください。

第3表 地方債、地方債補正。

起債の方法、利率、償還の方法については、変更前と変更後は同じ内容のため省略させていただき、変更点のみ御説明いたします。

起債の目的、過疎対策事業、これにつきましては林道新築線舗装事業分でございます。変更前限度額6,550万円を変更後限度額6,520万円に30万円引き下げます。

公共事業等、道路メンテナンス事業分でございます。変更前限度額4,310万円を変更後限度額4,180万円に130万円引き下げます。以上でございます。

次に、7ページから9ページの一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書を省略させていただき、10ページをお開きください。

2. 歳入。

8款1項1目地方特例交付金4万7,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。定額減税減収補填特例交付金でございます。

10款1項1目地方交付税、補正額1,196万8,000円の追加です。普通交付税で収支のバランスを取るものでございます。

13款2項2目総務費国庫補助金、補正額259万円の追加。総務管理費補助金で物価高騰の対応重

点支援地方創生臨時交付金でございます。

8 目土木費国庫補助金342万4,000円の減額でございます。道路橋梁費補助金で道路メンテナンス補助金の減額でございます。

10目教育費国庫補助金193万5,000円の追加でございます。1 節の教育総務費補助金につきましては、公立学校情報機器活用支援補助金で194万6,000円の追加。2 節の小学校費補助金は、特別支援教育就学奨励費補助金 1 万1,000円の皆減でございます。

14款 2 項 3 目民生費県補助金 3 万円の追加でございます。高等学校就学準備等支援金支給事業補助金でございます。

6 目農林水産業費県補助金150万円の追加でございます。農業費補助金で新規就農者育成総合対策事業補助金でございます。

3 項 2 目総務費県委託金22万2,000円の追加でございます。選挙費委託金、参議院議員通常選挙に伴う委託金でございます。

20款 1 項 6 目農林水産業債30万円の減額。過疎対策事業債で、林道新築線舗装事業費の減額でございます。

8 目土木債130万円の減額。公共事業等債で道路メンテナンス補助事業分の減額でございます。

次のページをお開きください。

3. 歳出。

今回の歳出補正につきましては、4 月 1 日付の人事異動と昇給・昇格に係る人件費補正が大半を占めています。このため、給料、職員手当、共済費につきましては人件費というふうにまとめさせていただきますので、御了承願います。

1 款 1 項 1 目議会費35万6,000円の減額でございます。議会事務局費、人件費の減額と使用料及び賃借料で議会報作成用アプリケーションの利用料の追加8,000円でございます。InDesign使用料でございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費、補正額3,840万7,000円の追加でございます。総務一般管理費で人件費の追加でございます。

13ページをお願いします。

公共交通事業でございます。642万2,000円の追加でございます。人件費の追加と、次のページをお開きください。先般御説明を申し上げましたが、つちのこバス等の修繕料で100万円の追加、それから役務費、定期点検料 6 か月点検の手数料でございます。8 万4,000円の追加。委託料では、消防施設保守点検委託料で公共交通事務室の点検料でございます。1 万3,000円の追加。それから、備品購入費で公共交通車両、車椅子仕様車でございますが、350万円の追加をさせていただきたいというものでございます。

5 目財産管理費113万2,000円の追加。説明欄を御覧ください。庁用車管理費で44万2,000円の追加。テレビ受信料とありますが、公用車の中にカーナビがついておる車両が 8 台分でございます。その 8 台分のNHKの受信料でございます。44万2,000円の追加でございます。物件管理費、物件管

理用消耗品で8万5,000円の追加。越原管理公社の消火器分でございます。それから、行政情報化推進費60万5,000円の追加。需用費の修繕料で事務機器等修繕料につきましては45万1,000円の追加でございますが、サーバー室のエアコンが壊れておりまして、その修繕対応、更新費用でございます。役務費でネットワーク機器ソフト更新手数料15万4,000円とあるのは、総合行政情報システムの標準化に対応するためのネットワーク設定分でございます。当初予算に組み込まれておらなかったわけですが、4月当初に情報センターのほうからこれだけまだ必要ということで示されましたので、追加をしたいというものでございます。

6目企画費20万円の追加。説明欄を御覧ください。官民協働のむらづくり体制構築事業で20万円の追加でございます。当初予算80万円を組んでおりましたが、既に4団体決定をしまして、もう一団体「YOTTEKOYA（よってこやあ）」分でございますが、がんばる事業補助金の対応分でございます。

続きまして、10目地域情報化事業費44万円の追加でございます。説明欄を御覧ください。CATV一般管理費、それからCATVの番組等制作運営費、ここに人件費の追加でございます。

14目物価高騰対策費382万6,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。【重点支援】調整給付金事業（給付金・定額減税一体支援）でございます。382万6,000円の追加ということで、郵便料で2万6,000円の追加、補助金は定額減税補足給付金、不足額給付に伴うものでございます。259万円の追加。それから物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金過年度返還金ということで、昨年度の定額減税、それから低所得者支援枠、それぞれ返還をするものでございます。これにつきましては、財源内訳として国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が充てられております。

2項1目税務総務費384万3,000円の減額。税務総務費で人件費の減額でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額151万3,000円の減額でございます。戸籍・住民基本台帳費、これにつきましても人件費の減額でございます。

4項2目参議院議員選挙費22万4,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。投・開票管理者、それから立会人の報酬で9万9,000円の追加、会計年度任用職員報酬で3万3,000円の追加でございます。使用料及び賃借料につきましては、ポスター掲示板のリース料ということで9万2,000円を追加するものでございます。当初8区画のポスター掲示場でございましたが、県選管のほうから12区画ということで今回決定をされましたので、追加をさせていただくものでございます。特定財源としましては、県費で参議院議員の委託金の追加分もでございます。

次のページをお願いします。

3款1項1目住民福祉費119万3,000円の減額。説明欄を御覧ください。住民福祉費一般で人件費の減額、13万8,000円でございます。それから国民健康保険特別会計繰出金ということで、こちらも人件費分、国保会計の法定内の繰り出しの部分でございます。105万5,000円の減額でございます。

3目保健福祉費317万7,000円の減額。説明欄を御覧ください。保健福祉費一般で、減額が人件費の減額でございます。

4目老人福祉費72万9,000円の減額。説明欄を御覧ください。地域包括支援センター運営事業分

でございます。こちらも人件費の減額でございます。

次のページをお開きください。

2項1目児童福祉総務費185万1,000円の減額。説明欄を御覧ください。子育て支援総合推進事業で11万円の追加。これにつきましては報償費のすくすく成長応援事業祝い金2名分、それから高等学校就学準備等支援金で1名分の追加でございます。いずれとも移住された方がございまして、その方のお子さんがちょうど対象となるものでございます。

続いて、子育て支援室運営事業でございます。196万1,000円の減額。これにつきましても人件費の減額でございます。

2目認可保育所費18万円の減額。説明欄を御覧ください。みつば保育園運営費で人件費の減額でございます。

次のページをお願いします。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額226万1,000円の減額。説明欄を御覧ください。保健衛生総務費一般で人件費の減額でございます。

2目予防費198万6,000円の追加。説明欄を御覧ください。予防接種事業で14万7,000円の追加でございます。带状疱疹ワクチンが任意接種から定期接種に変わったことによる増額でございます。それから、人生100年時代健康増進事業183万9,000円の追加でございます。備品購入費で体成分分析装置、インボディと呼ばれる備品を購入するものでございます。

次のページをお開きください。

5目環境対策費95万7,000円の追加。説明欄を御覧ください。環境総務費で人件費の追加でございます。

6款1項1目農業委員会費194万9,000円の追加。農業委員会活動費で人件費の追加でございます。

2目の農業総務費42万8,000円の追加でございます。農業総務費、これにつきましても人件費の追加でございます。

3目、88万7,000円の追加。農業振興費各種補助金で10万円の追加でございます。集落営農推進事業補助金でございます。こちらは、こしはら稲穂会の部分で法人化となりましたので、こちらに補助金として10万円を計上しております。茶業振興対策事業19万円の追加。補助金で防霜施設整備補助金でございます。防霜ファンが一部修繕が必要ということで、それに対しての補助金でございます。

新規就農者等支援事業150万円の追加。これにつきましては、1名新規就農ということで認定をされましたので、その方への補助金でございます。県補助金が特定財源として計上されます。集落支援機構運営事業費については、人件費の減額でございます。

7目農地費198万8,000円の追加でございます。農地総務費で人件費の追加と、それから次のページの最上段、農道施設強化対策用地測量委託料220万円の追加ということで、先般の全員協議会でも御説明をさせていただきましたが、村道笹屋線に係る用地測量費でございます。

2項1目林業総務費60万円の減額。林業総務費で人件費の減額でございます。

2 目林業振興費15万5,000円の減額。村有林管理事業、こちらも人件費の減額でございます。

次のページをお願いします。

3 目林道総務費、これにつきましては林道新巢線の舗装工事分ということで、先ほども御説明をさせていただきましたけど、過疎債を減らして一財のほうへ持っていくという財源補正でございます。

7 款 1 項 1 目商工振興費3,123万9,000円の減額。商工振興費一般で、こちらも人件費の減額でございます。

2 目地域づくり推進費118万1,000円の追加。集落支援員事業で、こちらも人件費の追加でございます。

○議長（安江健二君）

ここで暫時休憩とさせていただきます。再開は13時からでよろしくお願いをします。

午前11時53分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（安江健二君）

それでは、休憩前に引き続き、ただいまより再開をいたします。

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

それでは、27ページ、8 款 1 項 1 目から御説明を申し上げます。

8 款 1 項 1 目土木総務費246万9,000円の減額でございます。人件費の減額でございます。

次のページをお願いします。

2 項 1 目道路橋梁維持費、補正額ゼロ。これにつきましては先般全協でも説明済みでございますが、黒川・東白川線のトンネル点検の負担金を700万円減額し、橋梁点検委託料のほうへ700万円追加をする組替え補正でございます。

10 款 1 項 2 目事務局費901万9,000円の追加でございます。教育委員会事務局費で人件費の追加と、委託料では統合型支援システム初期構築委託料657万円の追加でございます。

若干説明を申し上げます。

先般御説明いたしましたけど、このシステムは成績管理などの教務系、健康診断管理などの保健系、指導要録などの学籍系、学校事務系など、学校運営に必要な様々な業務を総合的に管理するシステムでございます。

現在のシステムはネットワークが導入されており、災害対策が不十分な自前サーバーで稼働されており、大規模災害により業務の継続性が損なわれる危険性が高いなどの課題があります。こういった課題の改善を目指し、現在の校務支援システムをアップデートし、より高度な機能や最新の IT 技術を導入したシステムで、これにより教員の業務効率化や情報共有を促進するもので、令和 8 年 9 月 1 日から運用開始を目指して今年度から整備することとなりました。県からは、全市町村一

律で案分で金額が提示されており、6月補正をとのことでしたので、予算化をさせていただくものでございます。

2項1目学校管理費31万円の追加でございます。小学校管理費一般で人件費の追加と、修繕料では施設修繕料で19万4,000円を追加しています。これにつきましては、灯油、小学校の2階へ上げるオイルサーバーと呼ばれるものが壊れておりますので、その交換の費用でございます。それと扶助費、児童特別支援学級就学奨励費、これにつきましては特別支援学級の申請をしておりましたが、不採択により皆減となります。2万3,000円の減額でございます。

次のページをお開きください。

3項1目学校管理費10万4,000円の減額でございます。中学校管理費一般で、人件費の減額でございます。

12款1項1目元金4,000円の追加でございます。公債費で手数料、繰上償還の手数料の追加分4,000円でございます。以上でございます。

○議長（安江健二君）

村民福祉課課長 安江由次君。

○村民福祉課課長（安江由次君）

続きまして、議案第41号 令和7年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。令和7年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,909万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年6月13日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページ、歳入からお願いいたします。

2. 歳入。

3款1項1目保険給付費等交付金、補正額14万8,000円の増額です。説明欄を御覧ください。特別調整交付金（市町村分）として14万8,000円の増。高額医療制度の低所得区分の基準変更に伴うシステム改修により増額するものです。

続きまして、5款1項1目一般会計繰入金105万5,000円の減額です。説明欄を御覧ください。職員給与等繰入金で105万5,000円の減。これは職員異動に伴う人件費分の減額となります。

続きまして、8ページを御覧ください。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額90万7,000円の減額となります。説明欄を御覧ください。給料として、一般職員給与で58万5,000円の減、職員手当として期末手当で17万2,000円の減、勤勉手当で14万6,000円の減、通勤手当で2万7,000円の減、住居手当で10万8,000円の増、退職手当組合負担金で7万6,000円の減、共済費として職員共済組合負担金で15万8,000円の減、いずれも職員異動に

伴う人件費分の減額となります。

続きまして、委託料ですが、国民健康保険システム改修委託料になりますが、14万9,000円の増。こちらは、歳入のほうでもお話ししましたとおり、高額医療制度の低所得区分の基準変更に伴うシステム改修により増額するものです。以上です。

○議長（安江健二君）

診療所事務局長 若井純君。

○診療所事務局長（若井 純君）

それでは、次ページを御覧ください。

議案第42号 令和7年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）。令和7年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,816万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年6月13日提出、東白川村長。

それでは、2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と、続く5ページから6ページの事項別明細書、総括の朗読を省略させていただきます。

7ページの歳入から説明をします。

2. 歳入。

6款1項1目繰越金、補正額116万9,000円の増額。前年度繰越金の増額ですが、収支のバランスを取るものです。

続いて、8ページを御覧ください。

3. 歳出。

1款1項1目、総務費の一般管理費、補正額96万1,000円の増額。説明欄を御覧ください。給料が5,000円の減額、職員手当等が58万2,000円の増額、共済費が38万4,000円の増額、いずれも職員の異動に伴う人件費の補正です。

2款1項1目、医業費の一般管理費、補正額19万6,000円の増額。説明欄を御覧ください。給料が285万5,000円の増額。次のページを御覧ください。職員手当等が126万3,000円の減額、共済費が187万8,000円の減額、旅費のうち会計年度任用職員費用弁償が26万2,000円の増額です。いずれも会計年度任用職員の増員、医師の雇用形態の変更に伴う人件費の補正です。また、同じところの旅費のうち、代診医派遣旅費で2万円の増額と負担金の20万円の増額は、医師が病気や研修で不在になったとき、代理の医師を呼ぶための代診医派遣に伴う補正です。

同じく3目介護管理費、補正額1万2,000円の増額。説明欄を御覧ください。報償費が1万円の増額、旅費が2,000円の増額で、老健施設での口腔ケアに関する講師派遣に伴う補正となります。

国保診療所特別会計については以上です。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

一般会計の14ページの庁用車管理費のところで説明がございましたテレビ受信料、NHK受信料のことなんですけれども、まず当初予算ではなく、なぜ補正で出てきたかということなどをお聞きしたいのと、最近いろんなニュースでやっております県、多治見、高山市、飛騨市、下呂市、各務原市、大垣、羽島、それぞれ出ておりますが、こういったところが庁用車の受信料を払っていなかったというニュースがございました。そのことかどうかとともにお知らせください。

○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

庁用車管理費の中のテレビ受信料、議員おっしゃるとおりカーナビのNHK受信料でございます。これにつきましては、他の市町村さん、新聞やらテレビやらで話題となっております、本村も調査した結果、8台分ございましたので、これは払わないかねということで計上をさせていただくものでございます。当初予算では、そこまでちょっと分からなかったものですから、今回の補正で計上したものでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江健二君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

払うものは払わなきゃいけないことなんですけれども、今年はなかったんですが、前年度までの分というのは、国のほうからとか、NHKのほうは払わなきゃいけないという決まりがあるのかどうかを教えてください。

○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

実は、NHKのほうには問合せをしております、その回答がいまだない状態でございます。これにつきましては8台分ですけど、過年度の5年遡ったところからの受信料として計上をしております。

○議長（安江健二君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 安江真治君。

○1 番（安江真治君）

一般会計、歳出の23ページ、最下段の農業振興費各種補助金10万円、こちらの内容のちょっと説明をお願いします。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

今、御質問がありました24ページの集落営農推進事業補助金ということで、次のページに説明がちょっと行っておりますけれども、10万円今回追加補正をさせていただいております。この10万円につきましては、法人化しましたこしはら稲穂会さんの3年間の1年目の10万円の一部支援ということで予算を追加させていただきました。

ちなみに、当初予算ではファームこしはらさんの分が10万円分見てあるということで、追加させていただく補正になっております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江健二君）

1 番 安江真治君。

○1 番（安江真治君）

そうすると、ほかの集落営農組合の分というのはどういうふうになるのでしょうか。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

3年間、事務支援をさせていただく10万円を3年間ということになっていきますので、そのほかの集落営農につきましては既に交付済みでございますので、今回、今年度対象になるのはファームこしはらさんとこしはら稲穂会さんの2件になります。以上です。

○議長（安江健二君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

一般会計14ページの辺で、ネットワーク機器ソフトの更新手数料という説明で、なぜ当初予算になかったかというのと、4月以降に情報センターからという話でしたけど、情報センターさんというのは行政とのやり取りには慣れてみえるはずなのに、年度をまたいでいきなり更新というのが来ているというのは、ちょっと不自然な感じもしているわけなんですけど、それについてのしっかりとした説明があったかということをお聞きしたいと思います。

○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

ネットワーク機器ソフト更新手数料につきましては、議員おっしゃるように、標準化に対応するためのネットワーク設定委託料、手数料でございますが、標準化に係る、情報センターからは自身は聞いてはおりませんが、恐らくネットワークというか、標準化に伴い、いろいろなシステムがこういうふうな状況の中でネットワーク設定の手数料が必要であるというものではないかなということをおっしゃいます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安江健二君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

結構この手の事業というのは、専門家が相手であるがゆえに、言われるがままに払わざるを得んということは実際にあると思うんです。ただ、ただの民間業者であれば、それだけのことなんですけど、相手が情報通信ですので、こうやって年度またぎで急に必要やとって払わなあかんというふうに来るようなことが今後ないように、あらかじめ新年度予算にちゃんと組み込めるようお願いというか、お願いというのも実は変な話で、こちらは受託業者というか、こっちがお客さんなので、そうでないと困るということを今後ぜひともしっかり強い態度でお示しいただいて、あくまでも当初予算の中でのなるべく処理していけるということが必要じゃないかと思います。

これについては、課長なり、今後どういう方針で付き合っていくかということのお答えだけいただければと思います。

○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

行政情報センターにつきましては、県内市町村全ての委託業者とおっしゃいますので、こちらからも若干一言申し添える必要があるかなとおっしゃいますので、今後もそのような対応を取らせていただく所存でございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安江健二君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

全くこの議会の中で言うべきかどうか、ちょっと迷いとかがありますがけれども、かつて情報センターからの情報の中で、あのときはエクセルがバージョンアップするので必ず更新したいという相談があったときに、大分前です。ちょっと待てと。必ず必要だと言われたことを、一回冷静になってもう一回問い合わせて、本当にエクセルがバージョンアップすると、あなたのシステムが動かなくなるんならあれやけど、動かなくなっても遅くないかというふうに、当時の課を通して一回戻させていただいて、アドバイスをさせていただいたら、結局答えは、そうですねと。要はトラ

ブってからでもいいですよという話になったら、結局トラブらなくて、更新しなくて済んだということが、何年か、数年前にありまして、実はその経験上、この今の質問を入れているわけで、本当にもう一度言いますけど、ちょっと強い態度で向かっていくということが必要な場面もありますので、ぜひとも大事な村の予算ですので、よろしくお願いしますと思います。

これは御返答、それに対する考えをちょっと御返答だけお願いします。

○議長（安江健二君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

今回は総務課のことで御質問いただきましたけれども、各課、情報センターとのやり取りがございますので、お話しいただいた内容を各課とも情報共有して、適切な予算計上ができるように努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安江健二君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

一般会計の21ページ、衛生費の下段にあります人生100年事業の中で、分析器械を購入されるということですけれども、これはどういうところに設置されるのか、あるいは貸出しをされるのか。また、この分析をどのように使われた方に指導したり、解説したり、いわゆる指導者、インストラクターがつくのかどうか、そこら辺を一つ教えていただけませんか。

○議長（安江健二君）

村民福祉課長 安江真紀子さん。

○村民福祉課長（安江真紀子君）

インボディの設置場所についてですが、これからまだ検討していくものなんです、恐らく保健センターに置けば、皆さんが使っていただけるというふうに考えております。

それから、村の健康まつりが10月にありますので、そちらの会場に置いて、皆様の測定をしまして、保健師等による測定結果の分析というか、アドバイス、健康指導とかを予定しております。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

今、健康まつりだとか、そういうことで村民に使っていただけるということなんですけれども、その際の分析指導ですね。分析はできると思うんですけれども、次にどうしたらいいという指導を、専任といったらおかしいんですけれども、そういう今までは村のインストラクターが見えたと思うんですけれども、現状そこら辺も踏まえて体制をどういうふうにつくられるのか、教えていただきました

いのと、もう一つ、せっかく購入していただくのに当たって、その半年なり、1年かけたときの効果、村民がこれだけ使ってもらって、こういうふうに変えましたよというのを追跡調査して、発表していただけるとありがたいと思いますけど、そこら辺も併せてお願いします。

○議長（安江健二君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

今回、この購入を予定させてもらっております器械の一番の使用目的は、村民の方にお測りをして、ペーパーをお渡しすると、御本人さんの筋肉量がどれだけあるかというのが保健師のほうも分かりますけど、御本人が知るようになります。

それで、統計的に申し上げますと、40歳から60歳で約1%毎年筋肉が落ちていくわけです。それから、60歳以降では1.5から2%、80を超えますと2から3%ぐらいずつ筋肉が落ちてまいりますので、一度測って、1年たってから健康まつりへお越しをいただいて測ると、昨年のもとの筋肉がかなり落ちておるということが御本人に理解をしていただけるんじゃないかなと。

その割合でどんどん落ちていきますと、前回の全協でも少し説明をさせていただきましたけれども、サルコペニアという筋肉低下からくる虚弱になってしまうことが大体想像がつくわけなんですけれども、村はその比率が大体他地区の倍ぐらいあるということでございますので、この器械を導入する一番の目的は、まず御本人に筋肉量がどれだけあるか、それから経年経過していくとともにどういうふうに変化していくかということを知っていただくことがまず1番目の目的でございます。

それで、知っていただいた上で、保健師あるいは村には理学療法士もおりますけれども、こういった施設、それからこういった運動を通してその筋肉を維持していくかというのを、これから時間をかけてやりたいと思いますけれども、まずは筋肉を測らせていただくということで、先般1週間ほど器械のデモ機を借りて役場でやりましたけれども、そのときは40人ほど役場の職員が使って、ペーパーを出しましたけれども、早く村民の皆さんにそのペーパーを受け取っていただく、モニターというふうに呼ぶことにしておりますけれども、少しでも多くの村民の方にそれを知っていただくための器械ということでございますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。

やはり人生100年のために、ぜひとも活用をよろしく、しっかり要望をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（安江健二君）

ほかに。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5 番 今井美道君。

○5 番（今井美道君）

一般会計14ページになりますけれども、2 款 1 項 1 目ということで、先日全員協議会の折、老健専用車、送迎専用車が壊れたのでという説明も説明資料と一緒にいただきました。

その中で、ちょっと 2 点お尋ねしますけれども、この76万4,000円かけた現行のヴォクシー、これがどういう扱いになるのかということで、今度購入する見積りの中にも、下取りにも入っていませんし、歳入のほうにあるわけでもありませんので、現行のヴォクシーをどう活用されるのかということの 1 点と、見積りの、車を買う見積りが338万ということですけど、ここで予算として350万上げてある 2 点をお願いします。

○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

現行のヴォクシーですけど、修繕をしまして直っておりますので、壊れるまで使っていくつもりでございます。

それから予算の350万、先般お示しした額が338万ということで12万円の相違がございますけど、これにつきましてはスタッドレスタイヤが入っておりませんでしたので、スタッドレスタイヤも一緒に購入して350万円という金額を計上しております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江健二君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

国保診療所特別会計の 9 ページ、負担金のところで、ちょっと説明を聞き逃したかもしれないので、もう一度説明をいただきたいのですが、代診医師派遣負担金として20万となっておりますが、これは当初予算の足りなかった分なのか、新たに出た分なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（安江健二君）

診療所事務局長 若井純君。

○診療所事務局長（若井 純君）

当初予算では見ておりませんでした。4 月から北川先生が週 3 回の勤務に変わりまして、2 日間、先生が見えない日ができたりします。その関係で、医師が 1 人になった際の現所長 佐藤先生の急な病気ですとか、どうしても避けられない研修ですとか、そういったものが発生することが、すみません、4 月以降に分かってきましたので、今回計上させていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江健二君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

分かりました。

そういった場合に、派遣が実際今どこから派遣されるか、そういうことを考えていらっしゃるのか、決まっているのかというのを教えていただきたいと思います。

○議長（安江健二君）

診療所事務局長 若井純君。

○診療所事務局長（若井 純君）

現時点で、7月30日に1日だけ研修がどうしても重なっているときがあります。派遣ですけれども、自治医の先生を派遣してくださっている県庁のほうから、こういった代診医の、先生が欠けないようにする制度自体を持っていらっしゃる、仕組みがありますので、そちらを活用することができるというものになります。

○議長（安江健二君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計12ページの議会事務局費、使用料及び賃借料に計上されています議会報の作成用アプリケーション利用料というふうになっていますけど、これについて、実は当初予算に入れられなかった説明がなかったように思いますけれども、これはどうして当初じゃなくて、ここに来ちゃったのかの説明がもしあれば、よろしくお願いします。

○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

これにつきましては、当初予算には既に計上してあります。計上してあるんですが、見積りを取りまして、見積りを請求しておりましたけど、見積りが出てくるのが遅く、追加分の予算が必要になったということで、今回8,000円の増額ということで計上をしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ちょっと逆に疑問を感じますけれども、この見積りをどこに取っているかといったら、このアプリケーション利用なんていうものは村が独自に契約をしたってできるはずのもので、じゃあ、間に業者が入っているということなんですかという質問でいいですかね。

○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

InDesign使用料と呼ばれるもので、年間の使用料を計上しておりましたが、正確な見積りが出てこなくて、業者さんから。その部分の追加というふうでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

実は、これ予算化するときには業者が入っているかどうかという問題は、業者はこんなものに手数料を取っているんだとしたらということで、そうじゃないとしたら、実はホームページ等をきちっと担当者が調べれば値段ははっきりしているはずのものなんです。それを業者の見積りを待たないと正しい予算化ができないという考え方は、実は予算を要求する側としては、あまりにも業者から出てこないから正しい予算が組めませんというのでは、ちょっと僕は返答としては不完全だと思うんです。

もし、業者がしっかりとしたものを提示できなければ、これはA d o b eという会社が幾らで提供しているかははっきりしている品物であるので、ここは正しい予算化が可能であると考えerわけなんです。その辺の、今回の件はある程度理解はできますけど、今後同じことが起きないためには、必ずもう少し知識をしっかりと持って当たるべきじゃないかと思いますが、ちょっとこの御意見だけいただければ。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井君。

○産業建設課長（今井信和君）

昨年まで地域振興課長として担当させていただきまして、今言いましたメーカーはA d o b eですけれども、やはり中間業者を交えて導入しています。その中間業者のほうは、やはりA d o b eの値上げというところは、ちょうど当初予算のときには分からない状態で見積りをいただいていますので、それで当初予算を組んでおります。その後、A d o b e自体が値上げを急遽発表するということで、それについて今回中間業者のほうから追加の見積りが来ましたので、今回補正をさせていただくという流れになっておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（安江健二君）

その他、質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

一般会計の29ページ、10款1項になりますけれども、先日全協でも御説明いただきましたが、いわゆる校務システムということでございますけれども、今6月定例会と言われる県内の市町村どこも、新聞でこういうことが上程されましたというところは皆さんこれを書いてあって、今回やはりどの議会もこれが一つのメインになっております。

先日の説明を受けますと、今後御答弁いただかなくてもいいですけど、なかなかもやもやとするものが何か所もあります。大きい自治体、小さい自治体、どこも同じ金額であるということであったり、急に話が出てきたということもありますし、ただし、説明資料によりますと、これが今回全市町村で議決が、予算を取ってもらわないと岐阜県としても話が進まないから、みんなやってくださいよということが結論であるかなとは思いますが、これが、このもやもやの分についてはちょっと答弁は結構でございますけれども、来年度予算もこれぐらい確保しておきなさいよということまでは書いてあるんですが、事業の中で、今後の運用事業については、今まで当村も昨年ではありますけれども、システムを入れたばかりということですが、その運用費用、これから経常的にかかっていく費用というのは予想されておったと思うんですが、このシステムが導入された場合に、来年以降毎年お金がかかっていくものだと思うんですが、その見込みについて今分かっている範囲で結構ですので、お示ししたいかと思います。

○議長（安江健二君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

昨日、この件について県内の市町村から疑義がたくさん寄せられまして、急遽テレビ会議が開催されまして、18自治体がそれに参加をしております。結論から申し上げますと、町村会あるいは市長会あたりで、もう一度その辺を確認するというようなことになっております。

それで、今御質問がありました来年度からの運用経費についてでございますけれども、そもそもまず今回の受託業者が決まっていないので、来年度から受託業者、それからシステムの全体の構築費が決まっておらない状態です。それで、文溪堂とか、それからいろいろ大手のシステム会社とか、いろいろ4社、5社入っております、その中の最高値を提示したところが受託できるような今回の市町村の負担金を計上を取りあえずしてくれというのが、この町村長、教育長の入らない協議会で決まった内容でございます。

ですので、これが、お金が大体どこの自治体でも用意ができて、プロポーザルが行われて、実際に受託する業者が決まって、全体の構築費、それから来年度からの運用費が決まるのではないかと考えておりますけれども、今回費用につきましても、今、うち600万ぐらいの見積りがありますけれども、一番安いところだと負担金は200万を多分切るんじゃないと言われる価格でございますので、来年度からについてはまだ決まっておらないというのが実情でございます。

今、もやもやというお話をされましたけれども、最初のイニシャルコスト、要は開発費について、42市町村で均等案分になっているところが疑念を持っておられる自治体がかなりございます。それから見積り、プロポーザルで一番高いところの金額を提示しようと思っている、初回の見積りの最高額で決めているようなところは、少し乱暴ではないかというような意見が出ておりますので、もう少し町村会などでもまれて、ある程度の落としどころが決まってくるのではないかというふうに考えております。

ただ、今回はこうした全県下まとめたの予算を確保して、準備だけしていくということでござい

ますので、当村もそういう対応をさせてもらっているというところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安江健二君）

5 番 今井美道君。

○5 番（今井美道君）

私どもも先日説明を聞いたときに、やはりもやもやと思ったものが、やはりいろいろな自治体で出てきたということだと思いますので、また、今回やはりそろってやっていかないといけないということですので、これについて異議を申し上げることは少しも思っておりませんが、今後も進捗状況等をしっかり御説明をいただいていくということをお願いしておきたいと思います。

○議長（安江健二君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

申し遅れましたけど、来年度からの運用経費については、市町村42分の1ではなくて、教職員数で案分をするということでございますので、小さい学校、学校数が少ないところについては、それに相応のランニングコストがかかるというふうには理解をしております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安江健二君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

ちょっと関連になります。

今の説明の中で1点だけちょっと確認をしたいことがありまして、今の説明ですと、今回大きなお金の動きが、町村会、要は首長にも相談のないままずっと下りてきていたということなのかということと、もう一個、事務組合等みたいに、ああいう形ですと、やっぱり自分たちは、自分たちというのは議長であるとか、村長が議長として出席して、そこで決定したものが下りてきたものを、こういう単会の議会で認めていくという予算ですけど、どうも今回、その前後、順番に疑問が感じられていたので、もう一度お聞きしますが、市町村長が知らない状態でどんどんこの予算が下りてきたのが疑念で戻ってきて、町村会で問題になったという意味だったのでしょうか。

○議長（安江健二君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

今おっしゃったように、一番問題になっているのはそのプロセスの部分でございます。この協議会につきましては、教育長、それから村長は当然入っておりません。それで、この協議会が、最終的にこれだけの負担金でやりますよということを決めた協議会の言い分ですと、各町村の教育担当課長経由で教育長の確認は取ったと。それで、教育長から一筆書いたものとか、教育長の判を押したものを取ったのではなく、メールで教育長なりが確認をしたということをもって、協議会で全県

下の承諾を得たというような説明でございました。

その中には、村長部局、うちでいいますと、村長部局の財政管理のほうが承諾をしたというものは含まれておりませんので、疑義を申し上げられた各町村長の方からは、その辺りのプロセスにある程度問題があるというような御指摘はございました。以上です。

○議長（安江健二君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から議案第42号 令和7年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括して採決をいたします。

お諮りします。本件は原案のとおりに決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から議案第42号 令和7年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの3件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（安江健二君）

日程第14、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 樋口春市君。

○議会運営委員長（樋口春市君）

東白川村議会議長 安江健二様。閉会中の継続調査申出書、令和7年6月13日、議会運営委員会委員長 樋口春市。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期及び会期延長の取扱いについて。2. 会期中における会議日程について。3. 議事日程について。4. 一般質問の取扱いについて。5. その他議会運営上必要と認められる事項。6. 議長の諮問事項に関する調査について。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（安江健二君）

お諮りします。委員長の申出の事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定をいたしました。

字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会における議決事項について、会議規則第44条の規定により、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（安江健二君）

本定例会に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、本定例会は本日で閉会したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年第2回東白川村議会定例会を閉会します。

午後1時46分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員